

◆サービス利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

①身体介護

区分	提供時間	20分未満		20分以上 30分未満		30分以上1時間未 満		1時間以上 1時間30分未満	
		提供時間帯	料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料	料金
身体 介護	昼間	1,834 円	183 円	2,724 円	272 円	4,314 円	431 円	6,271 円	627 円
	早朝・夜間	2,751 円	274 円	4,086 円	408 円	6,471 円	646 円	9,406 円	940 円

②生活援助

区分	提供時間	20分以上45分未満		45分以上	
		提供時間帯	料金	利用料	料金
生活 援助	昼間	2,034 円	203 円	2,502 円	250 円
	早朝・夜間	3,051 円	304 円	3,753 円	375 円

提供時間帯	早 朝	昼 間	夜 間
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで

◆加算について

以下の場合については、利用したサービスの単位数に所定の単位数が加算され、サービス利用料金にも反映されます。

※ 費用合計（サービス利用単位数×11.12）の1割が利用者負担額となります。

① 初回訪問（200単位／月）

新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対して、サービス提供責任者自らが訪問介護をおこなうか、他の訪問介護員に同行して訪問介護をおこなった場合

② 緊急訪問（100単位／回）

利用者や家族から緊急要請を受け、サービス提供責任者が居宅介護支援専門員と連携し、居宅介護支援専門員が必要と認めて、居宅サービス計画にない訪問介護をおこなった場合

③ 生活機能向上連携加算（300単位／3ヶ月間のみ）

訪問リハビリテーション実施時にリハビリテーションの専門職にサービス提供責任者が訪問し、共同で訪問介護計画書を作成した場合

④ 介護職員処遇改善加算Ⅰ

介護職員の処遇改善のために、すべての単位数の8.6%が加算されます。

⑤ 特定事業所加算Ⅱ

体制等の条件が整っているため、所定単位数の10%が加算されます。

◆その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は、 ①事業所から片道4キロメートル未満 1000円 ②事業所から片道4キロメートル以上 2000円 を請求します。		
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。		
	前日までに連絡があった場合	キャンセル料は不要です	
	前日までに連絡がなかった場合	当日のサービス利用時間が30分未満	360円
当日のサービス利用時間が30分以上		720円	
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。 ※キャンセル料は当日の訪問回数ごとに徴収します。消費税は別途かかります。			
③ サービス提供に当り必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者（お客様）の別途負担となります。		
④ 通院・外出介助におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費	実費を請求いたします。		